

行政評価シート（事務事業評価）		評価年度	26年度
事業名	おめでとう赤ちゃん出生お祝い事業	担当課	福祉課
細分化した事業名			

1 計画(PLAN):事務事業の計画的位置づけ

第6次長期総合計画での目的体系	基本方向	将来を担う子どもをのびのび育むまちづくり
	政策	子どもを安心して生み、育てられる社会の実現
	施策	子育て支援の充実
関連する個別計画等		根拠条例等

2 計画(PLAN):事務事業の概要

事業の目的	新生児の誕生を祝い、すこやかな成長を願うとともに赤ちゃんを産み育てる環境の醸成を図る目的で実施していた、武田の里すこやか赤ちゃん出生奨励祝金支給事業がその目的を達成し、平成22年度末をもって時限立法期限を迎え終了し、新たに、引続き新生児の誕生を祝うことのみを目的として新たな事業として実施
事業の手段	出生届提出後60日以内に、申請書を提出していただき、現金または口座払いとして支給している。 新生児1名につき、10,000円
事業の対象	韮崎市に住所を有する新生児の親で、新生児を最初に韮崎市の住民基本台帳へ登録した者。

3 実施(DO):投入費用及び従事職員の推移(インプット=費用+作業)

		23年度	24年度	25年度
A	事業費 (千円)	2,110	2,070	1,990
財源内訳	国・県支出金			
	その他(使用料・借入金ほか)			
	一般財源	2,110	2,070	1,990
B	担当職員数(職員E) (人)	0.17	0.14	0.14
C	人件費(平均人件費×E) (千円)	1,159	937	909
D	総事業費(A+C) (千円)	3,269	3,007	2,899
主な事業費用の説明	祝い金			

注)平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した、23年度(6,819千円)、24年度(6,687千円)、25年度(6,491千円)を使用しています。

4 実施(DO):事業を数字で分析(アウトプット=事業量)

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			23年度	24年度	25年度
活動指標	1 出生数	当該年度出生数	211	207	199
	2				
	3				
妥当性		<input type="checkbox"/> A 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ妥当である <input type="checkbox"/> C 妥当でない			
上記活動指標と妥当性の説明	1	単に出生祝い金であるためほぼ妥当と考える。			
	2				
	3				

5 評価(CHECK): 事務事業評価 (アウトカム=成果・効果)

	指標名	指標の算出方法	実績値			
			23年度	24年度	25年度	
成果指標 もしくは まちづくり 指標	1	支給率	出生数/支給額/10,000円	100%	100%	100%
	2					
	3					
成果		<input type="checkbox"/> A 上がっている <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ上がっている <input type="checkbox"/> C 上がっていない				
上記指標の妥当性と成果の内容説明	1	出生届を行った方全員に支給出来ている。				
	2					
	3					

事務事業総合評価	<input type="checkbox"/> A 期待以上に達成 <input checked="" type="checkbox"/> B 期待どおりに達成 <input type="checkbox"/> C 期待以下の達成
----------	--

6 改善(ACTION): 今後の事務事業の展開

今後の事業展開	<input type="checkbox"/> 拡大 (コストを集中的に投入する) <input type="checkbox"/> 一部改善 (事務的な改善を実施する) <input type="checkbox"/> 全部改善 (内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要) <input type="checkbox"/> 縮小 (規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する) <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 (廃止の検討が必要)
事務事業の改善案	改善の概要・方向性 (いつまでに、どういう形で具体化するのか)
	26年度の改善計画 (今後の事業展開説明) 平成 25 年 10 月 葦崎市行政改革推進本部会議において、葦崎市補助金等適正化基準が策定され、現行の補助金の全てについて同基準に基づく見直しを実施した結果、廃止を前提に検討することとなった。
過去の改善経過	平成 10 年 4 月 1 日より、武田の里すこやか赤ちゃん出生奨励祝金支給事業を実施、以後平成 11 年、14 年、17 年、20 年に随時期限を延長して継続してきたが、その目的を達したもものとして平成 23 年 3 月末日をもって終了した。※第 1 子 20,000 円 第 2 子 70,000 円 第 3 子以降 1 人 300,000 円 平成 23 年 4 月より、新たに新生児の出生を祝うことのみを目的として事業実施 3 年間の時限立法 平成 25 年度に 3 年間の延長を行った。
課長所見	廃止を前提に検討する。